

#### (4) 施設整備費補助金の不正受給疑義について

- 本来の工事費を水増しした虚偽の契約書をもとに実績報告を行い、整備費補助金を過大に受給するなどの事件が、今年度においても散見されている。

これらの事件のほとんどは、平成9年度以降に施設整備業務改善方策を示す以前の整備ではあるが、今後とも同様の事件の再発防止を図るため、管内市区町村及び社会福祉法人等に対し、引き続き各種改善通知の趣旨に沿った指導の徹底に努められたい。

- また、施設整備等を行う社会福祉法人がその施設の建設工事請負業者等から多額の寄付を受けることについては、いわゆる水増契約をして請負業者等からリベートを受けたとの疑惑をもたれる恐れがある。

建設費の相当部分が公費や社会福祉・医療事業団からの公的融資により賄われる事業であることにかんがみ、寄付金相当額を値引きとして控除した後の額をもって工事請負金額とすることが妥当な方法と考えられる。

については、このような社会通念に照らし、発注者と受注者間における資金還流ではないかと疑惑をもたれるおそれがある寄付金などに関して、今後、以下の基本的な考え方に基づき必要な通知の改正を予定しているのでご了知願いたい。

(参考)

寄付金等の取扱いについての基本的な考え方

1. 補助事業を行う社会福祉法人は、当該事業に関わる建設工事請負業者又は備品納入業者から寄付金を受領する行為（ただし、共同募金会に対してなされた寄付金を除く。）及び実質的に当該法人が寄付金を受領したものとみなされる行為をしてはならない。（これを補助金の交付の条件とする。）

##### ① 建設工事請負業者又は備品納入業者

- ・当該事業に関して、当該法人と請負契約等を締結した業者及びその下請業者

- ・上記業者の役員（個人）

## ② 寄付金

- ・現金及び有価証券全般（使途を当該事業に指定していないものも含む。）
- ・現物（社会常識を超えない程度のものを除く。）

## ③ 実質的に当該法人が寄付金を受領したものとみなされる行為

- ・当該法人へ寄付を行う者が請負業者等から金銭を受領すること。
- ・上記以外の場合で、法人の理事、監事、評議員及び職員が請負業者等から金銭を受領すること。

2. 仮に、1の条件に違反していた事実が判明した場合は、その金額を総事業費から差し引き、補助金の再算定を行った結果、過大に補助金を受給していた場合は、交付決定の一部を取り消し、過大受給した補助金の返還を求めることがある。

○ さらに、各種全国会議等で再三申し上げてきたことではあるが、不正受給の事実が発覚した場合には、補助金を返還させることはもとより、不正に関与していた者についての告発を行うなど、厳正な対処をお願いする。

○ なお、このほか、本年度、会計検査院の実地検査において、特別養護老人ホーム等を設置する際のスプリンクラー設備に係る補助について、設置者である市町村や社会福祉法人が、補助の仕組みを十分理解せず、誤って、同一の補助対象経費を二重に算入する又は補助対象外経費を補助対象に含めることにより、結果として補助金を過大に受給している事例が指摘されている。

今後、施設を設置する予定の管内市町村や社会福祉法人等に対し、適切な補助の取扱いについて周知徹底するとともに、国庫補助協議時、交付申請時、実績報告時の書類審査を厳格に行なうよう努めること。